

第12号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1（2） 住民の表中

「

<p>3 住民基本台帳の 閲覧手数料</p>	<p>住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票により作成された住民基本台帳に記録されている事項のうち同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>1件につき</p>	<p>300円</p>
<p>4 戸籍の附票の謄 抄本の交付手数料</p>	<p>住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>300円</p>
<p>5 番号通知カード の再交付手数料</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付</p>	<p>1件につき</p>	<p>500円</p>
<p>6 個人番号カード の再交付手数料</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付</p>	<p>1件につき</p>	<p>800円</p>

を

7 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1 通につき	300円
8 不在住証明書の交付手数料		1 通につき	300円
9 その他の証明書の交付手数料		1 通につき	300円

3 除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	1 通につき	300円
4 住民基本台帳の閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票により作成された住民基本台帳に記録されている事項のうち同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した書類を閲覧に供する事務	1 件につき	300円
5 戸籍の附票の謄抄本の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	1 通につき	300円
6 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	300円

7 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	1 件につき	500円
8 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	1 件につき	800円
9 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1 通につき	300円
10 不在住証明書の交付手数料		1 通につき	300円
11 その他の証明書の交付手数料		1 通につき	300円

に

改める。

第2条 中間市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1(2) 住民の表中

「

7 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステム	1 件につき	500円
------------------	--	--------	------

	による特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付		
8 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	1件につき	800円
9 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
10 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円
11 その他の証明書の交付手数料		1通につき	300円

を

「

7 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき	800円
8 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
9 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円
10 その他の証明書		1通につき	300円

に

の交付手数料			
--------	--	--	--

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(第1条関係)

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表1 (第2条関係) (2) 住民				別表1 (第2条関係) (2) 住民			
名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
(略)				(略)			
2 広域交付住民票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しで同法第7条第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付	1通につき	300円	2 広域交付住民票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しで同法第7条第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付	1通につき	300円
3 除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に	1通につき	300円	3 住民基本台帳の閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票により作成された住民基本台帳に記録されて	1件につき	300円

	記載した事項に関する 証明書の交付						
4 住民基本台帳の閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票により作成された住民基本台帳に記録されている事項のうち同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した書類を閲覧に供する事務	1件につき	300円			いる事項のうち同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した書類を閲覧に供する事務	
				4 戸籍の附票の謄抄本の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
				5 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の	1件につき	500円
5 戸籍の附票の謄抄本の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	1通につき	300円				

6 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円		規定に基づく通知カードの再交付		
7 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	1件につき	500円	6 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	1件につき	800円
8 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号	1件につき	800円	7 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
				8 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円
				9 その他の証明書の交付手数料		1通につき	300円

	カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付				料			
9	住民票関係記載事項証明書の交付手数料	1 通につき	300円					
10	不在住証明書の交付手数料	1 通につき	300円					
11	その他の証明書の交付手数料	1 通につき	300円					

(第2条関係)

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表1 (第2条関係) (2) 住民				別表1 (第2条関係) (2) 住民			
名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
(略)				(略)			
6 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円	6 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円
7 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき	800円	7 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令	1件につき	500円
8 住民票関係		1通につき	300円				

記載事項証明書の交付手数料			
9 不在住証明書の交付手数料		1 通につき	300円
10 その他の証明書の交付手数料		1 通につき	300円

	(平成26年総務省令第85号) 第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付		
8 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	1 件につき	800円
9 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1 通につき	300円
10 不在住証明書の交付手数料		1 通につき	300円

11 その他の証 明書の交付手 料		1 通につき	300円
-------------------------	--	--------	------